

公益財団法人佐賀県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与すべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

（仲裁の申し立て）

第2条 本協会が行う定款第4条に記載する事業又はその運営に関する決定事項に対する競技者及び加盟団体等からの不服申し立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

（本規程の変更）

第3条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年6月10日から施行する。
- 2 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。